

発議第1号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年10月1日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

藪浩昭

川端康史

赤松良寛

森下佐知子

山野麻衣子

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「または」を「又は」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第8条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「および」を「及び」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第10条第1項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条中「および」を「及び」に改める。

第13条第2項中「または」を「又は」に、「あつた」を「あった」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14条ただし書中「および」を「及び」に改める。

第16条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条ただし書中「あつた」を「あった」に改める。

第18条第2項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条第2項中「および」を「及び」に、「きこう」を「聴こう」に改める。

第22条中「および」を「及び」に改める。

第23条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第27条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。